

社会福祉法人 日本原荘

福祉だより

vol.125

令和7年10月1日

編集発行

社会福祉法人 日本原荘

〒708-1205 岡山県津山市新野東1797

TEL (0868) 36-3838

<https://www.nihonbara.or.jp>

令和6年度 **事業報告**

シリーズ 日本原荘施設紹介⑤

介護老人保健施設

津山ナーシングホーム

成年後見制度について

TOPICS 近況報告



事業報告

詳しくは
日本原荘ホームページでご確認ください
<https://www.nihonbara.or.jp/info>



令和6年度は急速な物価上昇を受け、複数ある処遇改善加算を再編しつつ介護報酬が引き上げられ、これからの人材確保を見据えテクノロジー活用による生産性向上の取り組みを強化する報酬改定が行われ、併せて在宅で生活される方との負担の均衡を図る観点等から居住費の見直しがありました。

当法人では、生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくりの一環で、各拠点でICTや介護機器を導入し、効率的で安全な介護サービスの提供に努めてまいりました。

また、良質な介護サービスが提供できるよう職員の研鑽を促し、人材確保の観点では子育て世代、高齢者や外国人材の雇用に取り組みました。

日常生活圏域や市内での公益活動は、地域連携職員と生活支援サポーターが協力して、高齢者の買い物支援やゴミ出し等をサポートし、集いの場も開催しました。また、市内の社会福祉法人と連携して、集いの場への移送支援やフードバンク^{※1}、フードドライブ^{※2}を行いました。

そして、生活困窮者自立支援軽減制度や無料または低額老人保健施設利用事業^{※3}を実施しました。

法人単位資金収支計算書の収入面では、津山ナーシングホームにおいては、常勤医療専門職を配置したことによる収入増、その他入所施設においても稼働率実績は近年の低水準傾向から回復し好調を維持できたことにより大幅増収となりました。半面、短期入所、通所介護事業実績は大幅減収に至ったこと等を主な要因として、当初予算に対し減収となりました。

支出面では、人件費支出は費用を抑えるため冬季賞与の支払割合を前期対比20%減としたことにより、当初予算に対し減額となりました。しかし、事業費支出については、給食費支出が食材料費高騰により増額、保険料も自動車任意保険料増額などの理由により前期に対し増額となりました。事務費支出についても、修繕費支出が増額となり、手数料支出も特定技能5名受け入れや勤怠管理システム導入費、福祉サービス第三者評価受審料などを要因として増額となりました。

※1 食品関連事業者などが、賞味期限内だが販売できなくなった食品を、福祉施設や生活困窮者など必要とする人々に無償で提供する活動

※2 フードドライブは、食品ロス削減と社会貢献を同時に行うことができる活動です。家庭で消費しきれない食品を、地域の福祉施設やフードバンクなどに寄付することで、食品を必要としている人々に届けることができます。

※3 社会福祉法第2条第3項第10号の規定に基づき、生計困難者が経済的な理由によって必要な介護を受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な料金で介護老人保健施設を利用させる事業。

実施事業内容

① 入所施設

特 養	日本原荘（従来型）	38名
特 養	日本原荘（ユニット型）	80名
特 養	第3日本原荘	50名
軽 費	第2日本原荘	50名
老 健	津山ナーシングホーム	92名
特 養	総合ケアサービスセンターかつた	29名
特定・一般	ケアハウスかつた	20名

② 在宅サービス

I 通所介護 II 短期入所事業 III 訪問介護
IV 居宅介護支援 V 在宅介護支援センター

③ 放課後学童保育事業

（令和7年3月31日付、事業受託終了）

④ 配食サービス事業（配食数 5,743食）

⑤ 社会福祉法人等による

利用者負担軽減制度および無料または低額介護老人保健施設利用事業
軽減金額 1,564千円

⑥ 生活支援サポーター活動

（訪問実績件数274回）

地域における公益的な取り組み実施状況

- ① 生活支援サポーターと協働による
高齢者世帯への生活支援の実施
- ② 在宅高齢者向けの相談窓口を設置し、
勝北圏域内の高齢者ニーズ把握の実施
- ③ 独居高齢者、高齢者世帯を対象とした
配食サービスの実施
- ④ 生活困窮者自立支援活動（令和6年度 実績なし）
- ⑤ 障害者の中間就労支援
- ⑥ 勝北集いの場「福ちゃん家」の設置運営
- ⑦ 中学校・専門学校等の福祉教育活動における職員派遣
- ⑧ 災害時における各種支援活動の実施
- ⑨ 生活困窮者に対する物資支援

令和6年度 決算報告

● 法人単位資金収支計算書

（単位：円）

事業活動収入計	1,668,320,443
事業活動支出計	1,616,617,839
事業活動資金収支差額	51,702,604
施設整備等収入計	2,877,000
施設整備等支出計	70,595,437
施設整備等資金収支差額	(67,718,437)
その他の活動収入計	19,432,634
その他の活動支出計	20,874,476
その他の活動資金収支差額	(1,441,842)
当期資金収支差額合計	(17,457,675)
前期支払資金残高	416,947,713
今期末支払資金残高	399,490,038

● 法人単位事業活動計算書

（単位：円）

サービス活動収益計	1,658,278,521
サービス活動費用計	1,679,950,386
サービス活動増減差額	(21,671,865)
サービス活動外収益計	10,041,922
サービス活動外費用計	8,080,915
サービス活動外増減差額	1,961,007
経常増減差額	(19,710,858)
特別収益計	2,877,000
特別費用計	3,185,006
特別増減差額	(308,006)
当期活動増減差額	(20,018,864)
次期繰越活動増減差額	339,902,403

● 法人単位貸借対照表

（単位：円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	449,629,231	流動負債	175,516,155
固定資産	2,182,551,267	固定負債	806,623,801
基本財産	1,774,890,412	負債の部合計	982,139,956
その他の固定財産	407,660,855	純 資 産 の 部	
		基本金	623,345,807
		国庫補助金等特別積立金	670,082,332
		その他の積立金	16,710,000
		次期繰越活動増減差額	339,902,403
		純資産の部合計	1,650,040,542
資産の部合計	2,632,180,498	負債及び純資産の部合計	2,632,180,498

令和6年度 苦情受付・解決結果報告

令和7年7月15日午前10時から特別養護老人ホーム日本原荘会議研修室にて苦情解決第三者委員会を開催し、右のとおり苦情受付・解決結果について報告します。

● 令和6年度苦情受付・解決状況 法人全体

苦情の内容	苦情件数	解決済件数
ケアの内容に関する苦情	2件	2件
職員の言動及び態度に関する苦情	0件	0件
その他の苦情	0件	0件
合 計	2件	2件

今回は、

介護老人保健施設

津山ナーシングホーム

について
ご紹介します。

「ろうけん＝介護老人保健施設」ってどんな所？

「ろうけん＝介護老人保健施設」は、介護を必要とする高齢者の自立を支援し、家庭への復帰を目指すために、医師による医学的管理の下、看護・介護といったケアはもとより、作業療法士や理学療法士などによるリハビリテーション、また、栄養管理・食事・入浴などの日常サービスまで併せて提供する施設です。

介護老人保健施設

ご利用いただける方は、病状が安定していて入院治療の必要がなく、リハビリテーションを必要とされている要介護度1～5の方です。

- 1階 認知症専門棟
(認知症自立度Ⅲ以上の方)
50床(多床室12、個室5)
- 2階 虚弱棟
42床(多床室9、従来型個室6)

短期入所療養介護 (ショートステイ)

短期間、施設に入所し、医療的管理の下で看護、リハビリテーション、日常生活に必要な介護を受けることができます。

また、ご家族の身体的および精神的介護負担の軽減も目的としています。

- 空床利用型

通所リハビリテーション (デイケア)

施設に通い、心身機能の維持や回復をめざして専門的なリハビリを受けることができます。また、食事や入浴などの介護サービスや、さまざまなレクリエーションに取り組み、利用者の心身のリフレッシュを図ります。

- 定員 20名



作品づくり



書道の様子



リハビリの様子

地域に根ざし、 愛される施設を目指して

津山ナーシングホームは平成8年11月の開所以来、地域に開かれた施設として歩んできました。

介護を必要とする高齢者への自立支援活動を通じ、これからも在宅ケアの拠点となることを目指して、ご利用者・ご家族の皆さまが快適に自分らしい日常生活を送れるようサポートしていきます。



利用についてはたとえばこんなイメージです

退院して老健に入所する

“入所後訪問指導”実施。
在宅復帰を想定して自宅訪問し、家に帰るために必要なことを考えます。

入所

病院



入所中の生活

在宅復帰支援…自立生活に向けた準備と環境調整
医療管理………継続的な健康状態の観察と管理
機能訓練………日常生活動作の改善と維持
栄養管理………栄養状態の改善と維持
生活支援………食事・入浴・排泄など日常的な介護

介護老人保健施設



在宅復帰前の
退所前訪問指導の様子



通所
リハビリ

入所・短期入所



通所リハビリの様子

退所（在宅復帰）

老健を退所する（自宅など退所後の生活に向け）

“退所前訪問指導”実施。在宅復帰する自宅などを訪問し、快適に過ごすために必要なことを考えます。
また、退所後の生活に不安がないように“ケアマネジャー”や“介護事業所”と連携を図ります。



在宅復帰前の居宅サービス▶
担当者会議の様子



さまざまな専門職が“チーム”でご利用者の生活を支えます！

お問い合わせ先・ご不明な点は

津山ナーシングホーム ☎0868-31-7111 まで

成年後見制度について

成年後見制度は、1999年の民法改正によりそれまでの禁治産制度にかわり、2000年4月1日に開始されました。成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害、発達障害などで物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度は、①任意後見制度と②法定後見制度に分けられます。

- ①任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合にはあらかじめ本人が選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度であるため、自身で選んだ信頼できる人に様々な手続きを任せることができ、本人の意思が反映できる制度です。
- ②法定後見制度は、本人の判断能力が不十分になった場合に、家庭裁判所で成年後見人等が選ばれる制度で、本人の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3種類があります。

○申立て

成年後見制度を利用するには、家庭裁判所への申立てが必要です。申立ての前に地域包括支援センターや市町村の中核機関、権利擁護センター、成年後見制度の関わる専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会など）に制度の利用についての相談ができます。申立てができる人は、本人、配偶者、四親等内の親族、市区町村長などです。申立てにかかる費用は、家庭裁判所に収める印紙代、切手代と診断書料（病院等へ支払う）、必要に応じて鑑定料などがあります。有料で弁護士や司法書士へ申立て書類の作成を依頼することもできます。

○成年後見人等の業務

成年後見人等が選任されると、本人の生活状況や今後の生活上の希望などを確認したうえで、後見、保佐、補助の類型に応じ、権限を有する範囲内で必要な手続き（金融機関や年金や保険、福祉サービス等）をしながら、本人の生活の支援をします。成年後見人等は、就任後1か月とその後1年ごとに家庭裁判所へ後見等事務の報告が求められ、家庭裁判所で適切に後見等事務を行っているか確認されます。成年後見人等が家庭裁判所に報酬付与の申立てを行った場合には、家庭裁判所が定めた報酬を本人の財産から受け取ります。（家庭裁判所の許可なく受けることはできません）

○成年後見等の終了

成年後見人等の仕事は、本人が病気などから回復し判断能力を取り戻すか、亡くなるまで続きます。



成年後見人等には、本人の意向を尊重し、安定した生活を送ることができるよう本人の身上に配慮する義務があります。また、成年後見人等の意思ではなく、本人の意思が尊重されるよう本人の意思決定の支援も求められています。

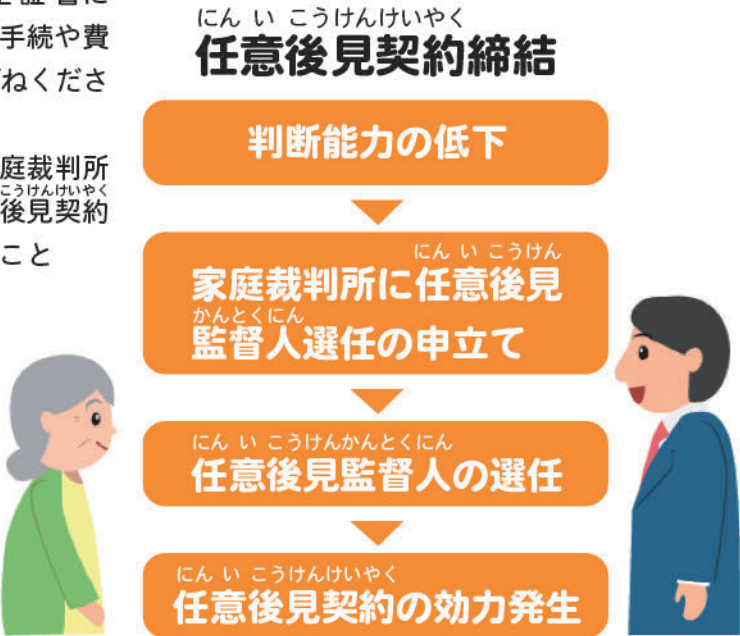
①任意後見制度

ご本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

任意後見契約は、公正証人の作成する公正証書によって結ぶものとされていますので、その手続や費用については、最寄りの公正役場におたずねください。

ご本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。この手続を申し立てることができるのは、ご本人やその配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者（任意後見人となる方）です。

※ご本人以外の方の申立てにより任意後見監督人の選任の審判をする場合には、ご本人の同意が必要です。ただし、ご本人が意思を表示することができないときは必要ありません。



②法定後見制度の3種類

	補助	補佐	後見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
成年後見人等が同意または取り消すことができる行為（※1）	申立てにより裁判所が定める行為（※2）	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
成年後見人等が代理することができる行為（※3）	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為

家庭裁判所パンフレットより抜粋

成年後見制度についてのお問い合わせ先

成年後見制度の利用や申立てについてのご相談

各市区町村の地域包括支援センターまたは社会福祉協議会

※障害者の方の相談窓口は、市区町村および市区町村が委託した指定相談支援事業者となります。
※市区町村に中核機関が設置されている場合は、そちらも利用できます。
※相談窓口の連絡先などについては、各市区町村の窓口におたずねください。
※法定後見制度を利用する際に必要な経費を助成している市区町村もあります。くわしくは、各市区町村の窓口におたずねください。

成年後見制度の申立てや手続きのご案内

裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）

<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/> 後見ポータルサイト

※手続きのご説明のほか、最寄りの家庭裁判所や申立書書式等をご紹介します。



デイご利用者作品



デイケアご利用者作品



デイケアご利用者作品

軽費老人ホーム 第2日本原荘

タオルのご寄贈

2025
6/23

理美容協会からタオルを寄贈していただきました。

きっかけは雑巾が足りなくなってきたと職員が言った一言が、ご利用者が以前在籍されていた理美容協会につながり、使用済みタオルをいただけることになりました。

施設的环境整備に大切に使用させていただきます。



第2日本原荘事務所にて

介護老人保健施設 津山ナースィングホーム

夏のボランティア体験2025

2025
7/24
8/14

北稜中学校、津山工業高校・津山東高校に通う10名の学生さんが、夏のボランティア体験に参加してくださいました。体験の中で車イス操作を学び、レクリエーション活動の時間を一緒に過ごしていただきました。この経験が自信となり、さらに積極的に行動するきっかけになればと思います。



コミュニケーション



車イス操作学習



輪投げ

総合ケアサービスセンター かつた

美作高校から実習生受け入れ

2025
7/18

7月より美作高校からの実習生2名を受け入れています。感染拡大を予防するために防護服の着用などのシミュレーションを行い、参加していただきました。



デイサービスセンター 日本原荘

夏祭り週間

2025
8/6
8/8

夏祭り週間として、「ヨーヨー釣り」、「射的」、「ビンゴ大会」を行いました。「盆踊り」では、手作りのうちわや銭太鼓を使って、ご利用者も参加され、楽しいひと時を過ごされていました。

おやつには、「たこ焼き」や「アイスクリーム」を食べられ、夏祭りの気分を味わっていただきました。



百歳記念式典

特別養護老人ホーム 日本原荘 高山美代子様

高山美代子様が100歳というご長寿の節目を迎えられました。当日は、市長より心温まるお祝いの言葉と記念品が贈られ、職員一同からは花束をお渡ししました。周囲から拍手と祝福に包まれ、ご本人も笑顔で感謝の気持ちを伝えられました。ご家族も同席され、記念撮影も行われました。100年という歳月の重みを感じながら、皆でその健やかな歩みに敬意を表し、心温まるひとときを共有しました。



総合ケアサービスセンター かつた 長畑 三恵様

長畑三恵様の100歳のお祝いを執り行いました。美作市より萩原市長が来所され、記念品の贈呈とお祝いの言葉をいただきました。

娘様ご夫婦と大阪から長男様・東京からお孫様とひ孫様も来所され、長畑様も来られなかったひ孫様からお手紙を受け取り、終始満面の笑顔でした。

